

住民投票について

1 住民投票の発議の主体

(1) 住民

- ① 必要署名数を多くすればするほど請求は困難となり、少なくすれば請求が頻発するおそれがある。このことから、住民投票の位置付けやその地方公共団体の人口などを考慮しながらその数を決めることになる。
- ② 請求がなされた場合において、住民投票を実施するか否かについて議会や長に実施の決定権を持たせると、住民に請求を認めた趣旨が問われることになる。

(2) 議員

- ・ 議会の多数派の意思により決定されることになり、発議が議会の多数派に有利な場合にしかされなくなってしまうおそれがある。このことから、少数派にも配慮し、一定数以上の議員による請求を認めることにする。しかし、その数を少なくすれば請求が頻発するおそれがある。

(3) 長

- ・ 議会に対抗するために利用され、その政治的な立場をより強化する方向に作用するおそれがある。

2 住民投票の対象

(1) 住民投票の対象となる事項

- ① その地方公共団体の事務に関する事項
- ② 国等の政策・事務にかかわる事項で、それが同時にその地方公共団体の利害に深くかかわる事項（例：原子力発電所、基地、産業廃棄物処理施設など）

(2) 条例において定める対象事項

ア 対象事項を条例に定める場合

- ・ 地方公共団体の合併
- ・ 地方公共団体の名称
- ・ 役所の位置

など

イ 対象事項以外を条例に定める場合

- ・ 地方公共団体の権限に属さない事項
- ・ 予算、決算、税その他の財務に関する事項
- ・ 行政組織、人事、給与等に関する事項
- ・ 一部の特定住民や特定地域に関する事項
- ・ 高度に専門的・技術的事項で住民の判断に適さない事項

など

※ これらの定めが抽象的となる場合には、その要件に該当するかどうかの判断を巡って議会や長の裁量が大きくなり、それが後の火種となるおそれがある。

3 投票資格者及び投票の結果

(1) 投票資格者

住民投票において投票を行う住民は、基本的には議員及び長の選挙権を有する有権者で選挙人名簿に登録されているものということになる。

ただし、法令の範囲内という解釈がなされれば、それを緩和することも可能と考えられている。

①外国人住民

②18歳以上の住民

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）（抜粋）

（本年5月14日参議院本会議で可決され成立、5月18日に公布された。一部を除き公布から3年後の2010年5月18日に施行される。）

（投票権）

第3条 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。ただし、第6章の規定（国会法第11章の2の次に1章を加える改正規定を除く。）並びに附則第4条、第6条及び第7条の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、附則第3条第1項、第11条及び第12条の規定は公布の日から施行する。

第2条 略

（法制上の措置）

第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

(2) 投票の結果

議会又は長が、最大限に尊重する。この場合において、議会又は長が投票の結果に反した決定・行為を行ったときでも政治的責任を生じることとどまることになる。

地方自治法（抜粋）

（議会の解散の請求とその処置）

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の
3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算し
て得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共
団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の
請求をすることができる。

2～4 略

（議員の解職の請求とその処置）

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選
挙区におけるその総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあ
つては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を
乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代
表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に
属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。
この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数
の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数
に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算
して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすること
ができる。

2～4 略

（長の解職の請求とその処置）

第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の
3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算し
て得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共
団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請
求をすることができる。

2 略

(議員の議案提出権)

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

3 略

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

(合併協議会設置の請求)

第4条 合併協議会の設置協議について、有権者から合併協議会設置の請求があった合併請求市町村の議会が否決し、他のすべての合併対象市町村が可決したときは、合併請求市町村の長又は6分の1以上の有権者は合併協議会設置協議について住民投票に付すことを請求できる。